

平成28年 1 月から

マイナンバーの利用が始まります

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、市役所での申請手続きなどにマイナンバーの記入が必要となります。



【マイナンバーの通知カードはお手元に届いていますか？】

各世帯にマイナンバーの通知カードを家族分まとめて送付しています。
まだ届いていない場合は、ご家族の人が保管していないかを確認していただき、それでも見当たらない場合はご連絡ください。

【1月からマイナンバーの提示が必要となります】

市役所での社会保障・税関連の各種手続きでマイナンバーの記入および通知カードと身分証明書の提示が必要となります。

〈利用例〉

- ・住所異動に関すること
住所異動(市内転居など)の届出の際、通知カードまたは個人番号カードに記載された住所の修正が必要となりますので、市役所にカードの提出が必要となります。
- ・福祉に関すること
福祉分野の給付手続き(年金・児童手当申請など)の際に提示が必要となります。
- ・税に関すること
税務署に提出する源泉徴収票などにマイナンバーの記載が必要となります。
会社にお勤めの方は、勤務先へマイナンバーの提示が必要となります。
詳しくは勤務先へお問い合わせください。

市役所にお越しの際は
通知カードを持参
してください。



市民年金室 星主査

【個人番号カードが申請できます】



希望する人は「個人番号カード」を申請することができます。
申請の方法は通知カードに同封された申請書を利用するほか、スマートフォンやインターネットからの申請も可能です。
個人番号カードは写真付きのカードで、マイナンバーの確認と本人確認の両方ができる仕組みとなっています。
申請した人は、後日市役所から受け取りについての文書を送付いたします。

- ※ 住基カードをお持ちの方は、個人番号カードを受け取る際に返還となります。
- ※ 個人番号カードについては、初回申請が込み合い、交付に時間がかかることが予想されます、時間に余裕をもって申請してください
- ※ e-TAXをご利用される場合、お手持ちのカードリーダーが個人番号カードに対応しているかご確認ください

〈通知カード、個人番号カードに関するホームページ〉

地方公共団体情報システム機構

「個人番号カード総合サイト」: <https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/index.html>

【住民基本台帳カード】

- ・住民基本台帳カードをお持ちの方はカードの有効期限まで利用できます。
なお、住民基本台帳カードの交付申請は、平成27年12月28日(月)をもって終了します。
- ・住民基本台帳カードを利用した電子証明書の発行・更新手続きは、平成27年12月22日(火)の午後5時をもって終了します。以後電子証明書の発行・更新手続きは「個人番号カード」によることとなります。

●問い合わせ先 市民課市民年金室 ☎53-2111 (内線282)